

Information

01

障壁をなくすために心のバリアフリー化を

尊重し合える社会を作る
障害者差別解消法

障壁の無い有無にかかわらず、みんなが互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を作ることが目的に、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日から施行。障がいのある人への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められます。

共生社会実現に向け
自分のバリアを取り除く

こがうまく働かず、日常生活や社会生活で、周りの理解や協力が必要な状態です。登米市内には、13人に1人の割合で、なんらかの障がいを持っている人がいます。生まれつきの人もいれば、病気や事故が原因の人もいて、誰にとっても身近なことです。

障がいがある人にとっては、日常生活の中に社会的な障壁があります。スーパーマーケットなどでアナウンスが聞こえなかったり、行きたかった店にちょっとした段差があることで行けなかつたりしているかもしれない。また、盲導犬ユーザーは、盲導犬と目的の場所へ向かいますが、盲導犬と一緒に歩かれない理由で行動が制限される場合があります。

市内の13人に1人は
なんらかの障がい

「障がい」とは、身体障がいのある人の他にも心や体のど

Information

03

地域協働のまちづくり
事業をサポート

市内の団体が地域の活性化に向け、地域の特色を生かした個性的なまちづくりや、さまざまな地域課題を効果的に解決するための事業を支援します。

令和3年度に実施する事業が対象です。

【資格要件】次の全ての要件に該当する団体
①市内に活動の拠点がある
②構成員が5人以上
③運営や組織に関する規約または会則を定めている
④政治活動、宗教活動または営利を目的としない

【事業期間】単年度。ただし、事業の性質上実施期間が複数年度にわたる場合は、2年を限度
【補助金の額】補助率2分の1以内で、50万円を上限に補助。ただし、事業期間が複数年度にわたる場合、2年目3分の1以内

【申込期限】9月30日(水)
※申し込みの際は、事前に相談ください

【申し込み・問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)
☎0220(22)2173

■対象経費の例

項目	対象経費	対象にならない経費
人件費	講師の謝金(交通費含む)	会員や参加者の謝金、日当
旅費	講師招へい活動に要する交通費	会員の市内外への交通費
需用費	事務用品費、チラシ作成費、食料費(会議の茶菓代、講師への弁当代)	懇親を目的とした会合の食事代、光熱水費(団体事務所などに係るもの)
役務費	郵便料、切手代、機材などの保険料	会員所有の携帯電話料金
委託料	団体が実施困難な事務の委託費	事業の全部を委託した場合の委託料

※団体の資産になる備品購入は対象になりません



すことをバリアフリーといいますが、私たちの意識の上のバリアをなくすことも求められています。

Information

02

医療費助成制度について

新しい受給資格者証を
郵送でお届けします

医療費助成受給資格者証の有効期間は、交付した年の10月1日から翌年9月30日までの1年間です。受給要件を満たす人には、新しい受給資格者証を9月下旬に送付します。手続きは不要です。

障がいを理由とする
差別を無くすために

障がいがある人の中には、周りに迷惑を掛けるのではと、災害時に避難所に行きづらい人がいます。また、本人は働きたいという気持ちを持っていても、病気や障がいがあることを理由に断られ、応募すら出来ない人がいます。

こうした差別を無くすために大切なのは、私たち一人一人が、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことです。心のバリアフリーは困って

いる人に気付くこと、声を掛けることから始まります。そのようなちよつとした行動の積み重ねが、お互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会の実現につながっていきます。

障がい者だけでなく、高齢者や傷病者、妊婦など、どんな立場の人でも、安心して自由に生活するために、建物や交通機関などのバリアフリーの人のことを思いやる心のバリアフリーを広げましょう。

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)
☎0220(58)5552

また、所得基準額を超えたことなどにより、受給要件を満たさなくなった人には、その旨をお知らせします。ただし、次に該当する場合は、受給要件が確認できないため、手続きが必要となります。

【更新対象者】▼子ども医療費助成、障害者医療費助成、母子・父子家庭医療費助成、全受給者
【問い合わせ】市民生活部国保年金課(年金医療係)
☎0220(58)2166

Information

04

下水道や合併処理浄化槽の
適正使用のお願い

下水道や合併処理浄化槽などの排水処理施設は、快適な生活環境を維持するため、私たちの生活になくてはならないものです。トラブルを防止するために正しく使う必要があります。

各家庭や事業所などから排水される汚水や雑排水の出发点は宅内排水設備です。この宅内排水設備が詰まってしまうと下水道や合併処理浄化槽が使えなくなり、修理費用がかかることもあります。

日頃から汚水や雑排水の流し方に十分注意するとともに、定期的な宅内排水設備の清掃管理をお勧めします。宅内排水設備に関する相談は、市公認の排水設備等工事業者へ問い合わせください。

【排水設備等工事業者】市公認の排水設備等工事業者の一覧表は上下水道部ホームページに掲載されています。【問い合わせ】上下水道部下水道施設課(下水道管理係)
☎0220(52)3320

■雑排水などの流し方に注意

	【油や野菜くずを流さない】 排水管の詰まりや下水処理の妨げの原因になります。残った油は新聞紙などで吸い取り燃えるごみとして出してください。また、野菜くずは三角コーナーなどで回収し、流さないでください。
	【トイレではトイレットペーパー以外は流さない】 水に溶けにくいティッシュペーパー、紙おむつ、衛生用品などは詰まりの原因となりますので流さないでください。
	【排水口には網・目皿をつけて】 台所・浴室などの排水口には、異物や髪の毛などが流れ込まないように、網や目皿をつけましょう。
	【洗剤を使いすぎないで】 洗剤の中には下水処理しにくいものが含まれているものもあります。適正な量を守り、使い過ぎないようにしましょう。